

## 負担割合一覧表

		対象公園の分類		
		①	②	③
工事の規模及び 施設内容		《都民の広場型公園》	《港の広場型公園》	《休憩広場型公園》
		水際線の整備等大規模な 基礎工事を含む 各種レクリエーションの 複合空間機能を有する	景勝地的立地及び隣接する他の港湾施設との一体的 要素を持つ	ふ頭内部の事業場地域に立地し、内容的に小規模
主たる利用対象		広く一般都民	臨港地区内事業者及び一般周辺都民	臨港地区内事業者
対象公園		城南島海浜公園	晴海ふ頭公園(休園中) 春海橋公園 芝浦南ふ頭公園	フェリーふ頭公園(廃園) 暁ふ頭公園、新木場公園、品川北ふ頭公園 コンテナふ頭公園、青海中央ふ頭公園
負 担 割 合	建設・ 改良工事	1 / 16	1 / 8	1 / 4
	維持工事	1 / 8	1 / 4	1 / 2
	水面清掃 工事	1 / 5		
法令根拠		東京都港湾環境整備負担金条例第4条 同条例施行規則第4条		

※ 負担割合については、各公園を機能、目的及び港湾労働者等の利用状況に応じて種別化し、また他港の状況等を勘案して負担率を設定したものである。